

令和6年度 第1回東郷町地域包括支援センター運営協議会会議議事録

日 時	令和6年8月20日（火）午後2時から午後3時30分まで
場 所	役場3階 政策審議会室
出席者	<p>委員（敬称略、順不同）</p> <p>石川 洋子 被保険者代表</p> <p>柘植 由紀子 介護サービス利用者代表</p> <p>野々山 郁 医療関係者</p> <p>磯村 敏文 福祉関係者</p> <p>制野 司 学識経験者</p> <p>三宅 智 医療関係者</p> <p>古橋 完美 保健関係者</p>
欠席者	松山 陽二
傍聴者	なし
事務局	<p>健康福祉部長、高齢者支援課3名</p> <p>東郷町北部地域包括支援センター1名</p> <p>東郷町南部地域包括支援センター東郷苑3名</p>
議 題	<p>1 あいさつ</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 令和5年度東郷町北部地域包括支援センター事業報告及び決算について</p> <p>(2) 令和5年度東郷町南部地域包括支援センター東郷苑事業報告及び決算について</p> <p>(3) 東郷町北部地域包括支援センター令和6年度予算について</p> <p>(4) 東郷町南部地域包括支援センター東郷苑令和6年度予算について</p> <p>3 議題</p> <p>(1) 令和5年度北部地域包括支援センター公正・中立性評価結果について</p> <p>(2) 令和5年度南部地域包括支援センター東郷苑公正・中立性評価結果について</p> <p>(3) 介護保険法施行規則の改正について</p>
配布資料	<p>次第</p> <p>資料1-1～1-10 令和5年度東郷町北部地域包括支援センター事業報告等</p> <p>資料2-1～2-10 令和5年度東郷町南部地域包括支援センター東郷苑事業報告等</p> <p>資料3 令和6年度東郷町北部地域包括支援センター予算書</p> <p>資料4 令和6年度東郷町南部地域包括支援センター東郷苑予算書</p> <p>資料5-1～5-5 令和5年度地域包括支援センター公正・中立性評価結果(北部)</p> <p>資料6-1～6-5 令和5年度地域包括支援センター公正・中立性評価結果(南</p>

	部) 資料7 介護予防支援の指定対象の拡大及び総合相談支援事業の一部委託について 資料8 地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について 参考資料 東郷町地域包括支援センターにおける公正・中立性評価基準について
--	--

1 あいさつ

制野会長	<p>皆様、お忙しい中ご参集いただきありがとうございます。新たな年度となり、任期も新たに、改めて会長に就任いたしました制野です。引き続き皆様にお力添えいただきながら協議会の運営に尽力していきたいと思っておりますのでよろしくお願いする。</p> <p>さて、本会議の趣旨について皆様には釈迦に説法かと思うが、今一度基本に立ち返っていききたいと思う。</p> <p>地域包括支援センターは2005年度の介護保険法の改正に伴い、在宅介護支援センターを前身として新たに制定された仕組み、現在ブランチ等を含めて全国に7500近く設置されており、東郷町では地域の事情に合わせて南部と北部の2拠点にて事業実施している。</p> <p>地域包括ケアシステムの推進する大きな目的としては、住み慣れた町で尊厳ある暮らしを維持していくことであるが、直近でも2025年問題、少子高齢化の加速等障壁がある。このような障壁を伴って課題とされている人材の不足、医療と介護の連携の不足、センターの制度認知の不足、地域間格差等が課題となっている。</p> <p>聞き取り程度であるが、東郷町は感覚的に他市町より進んでいるところが多いと感じている。もちろん人材不足は他市町と同様に近々の課題であると理解しているが、引き続き事業所のみなさまの努力と行政側のサポートが良い形で継続させる必要がある。</p> <p>課題といえば、今年度より第9期計画がスタートしているが、具体的な数字でも令和10年度あたりから10年間高齢者率が5%上昇すると出ている。</p> <p>ただし、これを分析すると75歳以上ではなく65歳から74歳までの前期高齢者が大幅に増えるというもの。実は、まだまだ元気な高齢者層が今後大幅に増えるということになる。</p> <p>この数値を見ても地域包括ケアシステムの観点からも予防を重点的戦略として進める必要がある。困難事例や現状要介護レベルの問題を軽視するものではないが、そういった目の付け所がこれから大切になる。</p> <p>今あげた課題はどこの市町村も対応に苦慮しているが、人材と財源に基づいて優先順位をつけた解決が求められる。</p> <p>余談であるが、今年で54歳になり、この10年間で増加するという前期高齢者になるような歳となる。決して他人ごとではないと感じる。</p>
------	--

	<p>振り返りとして変遷をお話した。</p> <p>今年は温暖化がすすんでおり、迫りくる地震や台風等の自然災害、大きな脅威である人口の減少等、すべて高齢者へのサポートや保護に影響してくる問題になる。これまで以上にきめ細やかに住民の声が届くような会議となって、東郷町の高齢者やそれを支える世代が安心して暮らせる町にしていける仕組みづくりに寄与するものとなるよう、なにとぞご忌憚のない意見を願います。</p>
--	--

## 2 報告事項

- (1) 令和5年度東郷町北部地域包括支援センター事業報告及び決算について
- (2) 令和5年度東郷町南部地域包括支援センター東郷苑事業報告及び決算について

北部包括	資料説明。資料1-1～1-10
南部包括	資料説明。資料2-1～2-10
制野会長	<p>北部地域包括支援センター（以下「包括」という。）及び南部包括から説明を頂いた。何か質問を含めて意見はあるか。</p> <p>質問ではないが、北部の方で資料1-9のいきいき出前講座に「かつこよく歩き続けるために」というテーマでみやげ整形外科の名前が講師にあるが、これは三宅委員が実施されているのか。</p>
三宅委員	こちらは、理学療法士が（講師となっている。）
制野会長	<p>（9月実施では）参加人数41名と大変多くの方が参加されている。</p> <p>報告であるため、他に質問等がなければそのまま進めていく。</p> <p>また、質問等があれば後程さかのぼっていただければ。</p>

- (3) 東郷町北部地域包括支援センター令和6年度予算について
- (4) 東郷町南部地域包括支援センター東郷苑令和6年度予算について

北部包括	資料説明。資料3
南部包括	資料説明。資料4
制野会長	只今北部包括及び南部包括から予算について説明を頂いた。質問や意見はあるか。
制野会長	<p>私から南部の予算の方で質問を。予算であくまで昨年度との比較になるのは仕方がないが、昨年度決算と比較すると人件費が3,600万円であり500万円ほど予算と差額が大きく、原因は人事異動などと説明があったが、今年度予算が昨年度予算と同額に近いが、あくまで今の段階での推定というものか。</p> <p>昨年度と引き続きで考えれば（決算額と同額になると思うが）何かほかに新たな異動など（要因があつて）増額になったものなのか。事情があるのか。</p>
南部包括	決算のところで説明した短時間勤務だが、子育てで職員が短時間勤務を取るかどうかというのは本人が選択するもので、こちらが時短を取ると見越して予算を削ることが難しいため、時短を取らない想定で計上している。
制野会長	想定で予算を組んでいるということで承知した。ほかになければ、報告はこ

	こまでとし、議題に進む。
--	--------------

### 3 議題

(1) 令和5年度北部地域包括支援センター公正・中立性の評価結果について

(2) 令和5年度南部地域包括支援センター東郷苑公正・中立性の評価結果について

事務局	資料説明。資料5-1～6-5
制野会長	事務局から説明を頂いた。この議題は承認が必要となっている。委員の皆さん、ご意見ご質問はあるか。 先ほどの占有率が高い件で原因が「担当毎で進めていたため」とのことだったが、担当だけでなく、事業所全体に注意喚起しているということによかったか。
事務局	センターに対して口頭注意している。
制野会長	それ以外では昨年度より占有率が高いところが下がったということで、住民の方の満足度とは別で、あくまでも公正中立性の評価だけではあるが、そういう意味では「適」で妥当であると思うが、委員の皆様でこの辺りいかがか。よろしいか。 審議の方は、最終の議事が終わった段階で委員の皆様にご承認いただけるかを確認させていただく。
制野会長	では、次の議題に進めていく。

(3) 介護保険法施行規則の改正について

事務局	資料説明。資料7
制野会長	事務局からまず、改正による「介護予防支援の指定対象の拡大」と「総合相談支援事業の一部委託」について説明を頂いた。 委員の皆様から意見をいただく前に、両包括からこれに伴い、何か事業としてメリットに感じられるものはあるか。業務負担がかなりあるということで制度改正があったと思うが。
北部包括	総合的にみると、この業務を受けてくださる事業所があれば大変ありがたい。この業務は高いウエイトを占めているため。
南部包括	ケアマネ業務というか、ケアプランの作成件数がどんどん増えており、今月7月の請求で、包括内で157件あった。昨年は137件、1年間で20件増えており、この調子で増えていくと地域の活動、お元気サロンやお元気訪問などの予防事業ができなくなるため、居宅介護支援事業所が受け取れるとありがたい。 また、相談受付も同様に、相談を受けた時点で明らかに要介護だろうケースでも包括が暫定プランを立てている。結果、要介護になって予防プランを居宅に渡すが、これを居宅がやってくれればかなり助かる。ケース以上のプランを立てているので。北部包括でも同様かと思う。
北部包括	南部包括と同様である。

制野会長	<p>どの道（居宅へ）つないでいくということで（最初から居宅で受けてほしいということ）理解できないことではない。現時点では手をあげる事業所がないということに残念感があるという感じか。</p> <p>委員の皆様にご意見を聞く前に包括にご意見いただいた。この件で委員の皆様の方からご意見ありましたらお願いします。</p>
古橋委員	<p>包括が大変だということは各市町大変だということは聞いているが、他の居宅も大変だと何うが、居宅は受け皿になり得るのか。</p>
南部包括	<p>町内のケアマネ事業所が少なく、要介護からの相談となると町外の居宅につないでいる。町外にも必死に電話してお願いしている状況。断られることもある。町内も近隣市町村の居宅も厳しいと感じている。受け皿になるのは難しいかもしれない。</p>
制野会長	<p>受け皿としては、少ないといういということか。</p>
南部包括	<p>町内はあきらめている状況。</p>
古橋委員	<p>近隣市町も難しいそうか。</p>
制野会長	<p>逆もまた然りということか。広域的に例えば豊明市でも市内が難しく市外にお願いしているという状況はあるのか。</p>
南部包括	<p>みよし市は大変だと聞いている。豊明市はなんとなく比較的引き受けてくださる率が高いので、まだ大丈夫そう。</p>
制野会長	<p>市町村ごとでの事情が違う、求められている課題が違うというということか。地域包括支援センターの「一定の関与」はどのようなものを想定しているか。</p>
事務局	<p>現在も実施している、助言などを想定している。国の方からも一定の関与について、具体的な方法は今後示される予定である。</p>
制野会長	<p>最終的に委員の皆様のご承認をいただきたいと思うが、いずれにしても業務にかなり負荷がかかっているというのはここ数年目に見えている。結果としてどのくらいの方が希望されるかは別として、仕組みを変えておくことで、手が上がる場所があれば少しでも（包括業務が）緩和できるのであればぜひともお願いしますということで、また最後承認を得たいと思う。その際にまた何かご意見あればお願いします。</p> <p>次の内容を事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料説明。資料8</p>
制野会長	<p>説明ありがとうございました。これは地域が限定されるのか。北部と南部で他の市町村とまたぐというものはあるのか。</p>
事務局	<p>町内限定なので、東郷町だと2地区しかない。</p>
制野会長	<p>承知した。</p> <p>今は良いが、保健師など病院を含めて見つからないという現状もあり、ケアマネも燃え尽き症候群で急きよやめる方もいると聞く。いつこの状態になるかと思うと、一つの選択肢であると考えてるのが自分の意見であるが、委員の皆様から何かご意見ご質問あればお願いします。</p>

制野会長	これで進む場合は協定書などを締結するものなのか。事業や案件があった場合にそれぞれ業務をお願いしないといけなくなると思うが。
事務局	現時点で示されているのはあくまで基準を満たすか満たさないかということのみである。
制野会長	それだけということか。まだ細かく決まっていなくてもいいかもしれないが、人材確保ができないため、少し柔軟に対応して受け入れがストップしないためというのか。改正に伴って進めるのは良いが、その後に色々な課題が出そうな案件に思う。 それでは、議題について(1)から(3)まで事務局より説明があった。一括で承認いただこうと思う。(1)(2)は南部北部それぞれの公正・中立性の評価結果について(3)は介護保険法施行規則の改正についてということでア「介護予防支援の指定対象の拡大と総合相談支援事業の一部委託について」とイ「包括の柔軟な職員配置について」東郷町としてご承認いただけるか。ご承認いただける方は挙手をお願いする。
各委員	(全員挙手)
制野会長	すべて承認いただいたということで事務局は進めていただきたいと思います。他に報告事項までさかのぼっても構いませんので、何かご質問ご意見等ありましたらお願いする。
磯村委員	資料7の件で、「要支援の人のケアプランが居宅支援事業所でもできますよ」ということかと思うが、事業所も少しでも収入を増やすためにということになると思うが、体制を整えるために人員を集めるなどが必要なると思う。その辺も踏まえて、介護の仕事が一つでも「良い仕事だよ」というアピールが行政でも必要であると思う。宣伝のような。
制野会長	本当に負担が事業所に移るだけでは意味がない。乱暴なことをいうとまた怒られそうだが、ケアマネをとにかく増やさないといけない。ケアマネ試験の合格点数を下げるなど、良くはないでしょうが。待遇を改善する必要がある。
野々山委員	自分の従業員も含めて高齢化してきている。包括では退職年齢があるのか。退職年齢をあげてしまえばよいのでは。というのが1つ。もう1つは、インフォーマルでも消防署や警察署とリンクしてしまえばよいのではと思う。警察署だと生活課などがあるはずなので、そことリンクするとよい。 まず、地域包括支援センター職員の年齢の規定はあるのか。
北部包括	(北部包括は) 社会福祉協議会が(委託を)受けているが、原則65歳。会長が特に定めればそれ以上となっている。
野々山委員	もっと上げればよいのでは。70歳くらいまで働くこともできるかと。
制野会長	75歳まで上げたらよいのでは。
北部包括	ただ、今の業務内容だと早く辞めたいという人もいる。 人が増えて業務が楽になれば相乗効果で。
野々山委員	規定を変えるように言ってください。

### 3 その他

制野会長	他に意見や質問はないか。 それでは、本日の議題はこれで終了とする。進行を事務局へ戻す。
事務局	令和6年度第2回の運営協議会は令和7年2月を予定している。改めて依頼の方をさせていただくので、出席をお願いします。次回は町及び包括の事業評価の結果報告及び令和7年度の町の包括運営方針案や各包括の事業計画案を示す予定。 本日はありがとうございました。

以上